

スポーツ施設の使用料（市が直接管理している施設）

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要	
南小梨プール	プール	個人	就学前	1回	50		
			高校生以下		100		
			一般		200		
		団体	高校生以下 30人まで	750	1人増すごとに 25円		
			一般30人まで	1,500	1人増すごとに 50円		
伊勢館公園野球場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100		
			一般		200		
春日公園テニス コート 伊勢館公園テニス コート	コート			1面1時 間	100		
	夜間照明設 備				200		
春日グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100		
			一般		200		
	夜間照明設 備				350		
大東バレーボール 記念館 大東勤労者体育セ ンター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	200	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1の額とする。	
			一般		400		
		個人	高校生以下	1回	50		
			一般		100		
飛ヶ森キャンプ場 黄金山キャンプ場					無料		

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 やむを得ない事情により別表第3に定める利用時間を超過し、または繰り上げて利用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の5割増とする。
- 3 この表に掲げる以外の附属設備及び備品等を利用する者は、別に定める使用料を合わせて納付しなければならない。

(2) 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合に定める使用料の2倍に相当する

額。ただし、附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

2 営利を目的とする場合

区分	使用料
物品販売及び興行を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の 10 倍に相当する額
その他の営利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の 5 倍に相当する額
備考 附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。	

スポーツ施設の持ち込み電気料

区分	単位	使用料
電気器具等を持ち込使用する場合の電気料金	消費電力量 1 kwh まで	50 円
	消費電力量 1 kwh を超える場合	50 円に 3 kwh ごとに 50 円を加算する。

スポーツ施設の売店設置料等

区分	単位	使用料
ロビー、玄関及び広場等の占有料	売店設置料	1 m ² につき 1 日 200 円
	自動販売機設置料	1 台 販売金額の 10% 以上で別に定める額 (月額最低 1,000 円) 及び光熱水費の実費
スポーツ施設内で行商・募金等を行なう場合	1 日	300 円